**長崎県医療用機器の効率的な配置の促進に向けた**

**特別償却制度における確認証交付事務取扱要領**

（通則）

第１条 医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度における確認証（以下「確認証」という。）の交付については、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第１２条の２第１項及び第４５条の２第１項、租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）第６条の４第１項、第２項及び第７項並びに第２８条の１０第１項、第２項及び第７項、租税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件等（平成３１年厚生労働省告示１５１号）並びに「地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」（平成３１年３月２９日付け医政発０３２９第３９号厚生労働省医政局長通知）の規定によるほか、この事務取扱要領の定めるところによる。

（趣旨）

第２条 高額医療機器の人口当たり配置台数の多い地域では、需要に比して過大な設備投資となっている可能性や、医療機関の収益を圧迫している可能性が指摘されており、地域における必要かつ適切な医療提供体制を確保するためには、高額医療機器の共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する必要があるため、利用率の高い既存機器への集約化や共同利用を目的とした医療用機器の新規購入を行う場合について、特別償却の対象とし、必要な手続きについて定める。

（交付の対象となる者）

第３条 この特別償却制度の対象は、青色申告書を提出する個人又は法人で医療保健事業を営むものとする。

２　前項の事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三　暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

四　暴力団員によりその事業活動を実質的に関与を受けている者

五　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

六　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

七　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

八　暴力団員と密接な交友関係を有する者

３　この特別償却の対象となる設備等は、病院又は診療所において医療保健業の用に供する超電導磁石式全身用ＭＲ装置及び永久磁石式全身用ＭＲ装置（以下「全身用ＭＲＩ」という。）並びに全身用Ｘ線ＣＴ診断装置（４列未満を除く。）及び人体回転型全身用Ｘ線ＣＴ診断装置（４列未満を除く。）（以下「全身用ＣＴ・ＭＲＩ」という。）とし、次に掲げる条件のいずれかを満たす場合に限り特別償却の対象とする。

なお、診療所において、令和３年３月３１日までに、取得し、医療保健業用に供した全身用ＣＴ・ＭＲＩについては、次に掲げる条件は求めない。

一　既存の医療用機器の買い換えの場合（既に医療保健業の用に供されている全身用ＣＴを廃止し、当該全身用ＣＴに替えて全身用ＣＴを発注若しくは購入する場合又は既に医療保健業の用に供されている全身用ＭＲＩを廃止し、当該ＭＲＩに替えて全身用ＭＲＩを発注又は購入する場合をいう。）は、買い換え後の全身用ＣＴ・ＭＲＩを医療保健業の用に供する日の属する年の前年の１月から１２月までの各月における買い換え前の全身用ＣＴ・ＭＲＩの利用回数が機器の種別ごとに次に掲げる値を上回っていること。

ア 全身用ＭＲＩ １か月当たり４０件

イ 全身用ＣＴ 　１か月当たり２０件

二　新規購入の場合（次に掲げる場合をいう。）は、他の病院又は診療所と連携して共同利用を行う予定であること（連携先の病院又は診療所（共同利用を行う予定である全身用ＣＴ・ＭＲＩを医療保健業の用に供していないものに限る。）で診療を受けた者のために利用される予定であること（全身用ＣＴ・ＭＲＩについて連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用される予定である場合を含む。）をいう。）が外形的に確認できること。

ア　既に医療保健業の用に供されている全身用ＣＴを廃止することなく、新たに全身用ＣＴを発注若しくは購入する場合又は全身用ＣＴを医療保健業の用に供していない場合であって新たに全身用ＣＴを発注若しくは購入する場合

イ　既に医療保健業の用に供されている全身用ＭＲＩを廃止することなく、新たに全身用ＭＲＩを発注若しくは購入する場合又は全身用ＭＲＩを医療保健業の用に供していない場合であって新たに全身用ＭＲＩを発注若しくは購入する場合

三　前二号に掲げる条件に該当しない場合は、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３０条の１４第１項の協議の場（以下「地域医療構想調整会議」という。）において協議を行い、当該構想区域等における医療提供体制の確保に必要なものとして買い換えること又は新規購入することが適当と認められること。

（特別償却）

第４条　前条第１項に規定する者が、平成３１年４月１日から令和５年３月３１日までの間に、同条第３項に規定する医療用機器の取得等（所有権移転外リース取引による取得を除く。）をして、その医療保健事業の用に供した場合には、青色申告書を提出する際に確認証の写しを添付することで、その取得価額の１２％の特別償却ができる。

（申請手続）

第５条　確認証の交付を希望する者は、長崎県知事に確認願（様式１）を提出し、長崎県知事が別に定める期日までに確認証交付申請書（様式２）を提出しなければならない。

（確認証交付の決定）

第６条　長崎県知事は、前条による申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査を行い、当該審査により適正であると認めたときは、当該特別償却に係る確認証（様式３）を交付するものとする。

２　長崎県知事は、申請区分に応じ、第３条第３項に掲げる条件のいずれかを満たすことについて、次の観点を踏まえて、審査するものとする。

一　全身用ＣＴ・ＭＲＩの利用回数について明らかな虚偽が認められないこと。

二　連携先医療機関に同様の全身用ＣＴ・ＭＲＩが設置されていないこと。

三　地域医療構想調整会議における協議の状況を確認し、適当と認められていること。

３　長崎県知事は、申請者が提出した書類等の虚偽などの不正を確認した場合には、確認証の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、確認証の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和４年４月１日から施行し、平成３１年4月１日から適用する。